教員の公募（文芸創作領域　または　言語学領域）

尾道市立大学では、下記の要領のとおり、芸術文化学部日本文学科の教員公募をいたします。

記

１．業務内容

入試業務を含む学科業務、学生指導、専門教育、教養教育科目（英語）担当。

本学の教員としての専門性にもとづく、授業担当、入試業務、大学の運営に関わる業務、その他、学長、学部長、学科長が指定する業務。

［担当予定授業科目］

（１）文芸創作領域の場合

【学部】「文芸創作専門演習」、「文芸創作入門」、「文芸創作特別演習」（オムニバス授業のコーディネート含む）、「卒業論文」

「応用英語」（教養教育科目）

【大学院】「文芸創作特論」「研究指導」

（２）言語学領域の場合

【学部】 日本語学分野（日本語を分析対象とした言語学）の専門 教育科目（講義・演習）、 卒業論文

「応用英語」（教養教育科目）

【大学院】日本語学分野（言語学領域）の特論および研究指導

２．職位・募集人員　　講師、准教授又は教授　１名

３．採用の条件　（１）勤務形態　常勤

（２）任　　期　５年（再任可）

（３）再任審査　任期５年とし、任期の途中で任期満了後の再任（定年制への移行又は任期付き再任）の審査を行います。

４．応募資格　（１）文芸創作領域の場合

小説の出版など、公表された実作経験がある方、あるいは大学院等高等教育機関において、クリエイティブライティングにかかるトレーニングを受けた経歴ないし、指導歴がある研究者の方。

（２）言語学領域の場合

言語学・日本語学研究（音声・音韻、文法論に関する分野が望ましい）ですぐれた業績を有する方。

（３）令和５年４月１日において博士の学位を取得またはそれに準ずる業績を有する方。

（４）採用後、尾道市又は通勤可能な地域に居住できる方。

（５）本学と、学部学科の教育理念に賛同し、学科運営、地域貢献、学生指導に責任をもってかかわれる方。

（６）大学において英語関連科目を教えた経験（非常勤含む）を有することが望ましい。

※　（１）、（２）は応募される領域いずれかでの条件です。（３）～（６）は両領域ともに共通する応募条件です。

５．採用期日　　令和５年４月１日

６．応募締切　　令和４年１０月１７日（月）（当日必着）

７．提出書類　（１）履歴書（写真添付、学歴、職歴、資格、所属学会のほか、
社会活動や表彰なども記入すること）　１部
（２）研究業績リスト（著書、学術論文、学会発表など）　１部
（３）主要な研究業績３点以内(コピー・抜刷でも可)　各１部
（４）今後の研究計画(2000 字以内)　１部
（５）本学科での教育、大学運営や地域貢献についての抱負（2000 字以内）　１部
（６）文芸創作領域の場合　文芸創作を指導することの意義と課題、指導上の理念と目標
言語学領域の場合　今後の研究計画
いずれの場合も 2000 字以内のレポート　１部
（７）本学科での教育にあたっての抱負（2000 字以内）　１部
※いずれの領域の応募の場合も地域貢献や学生指導についての抱負、文芸創作領域の場合に関しては、文芸創作分野の指導が可能である経歴、背景についても具体的に書いてください。

注１　(1)(2)の様式は、尾道市立大学ホームページ（教職員採用→教員公募）を利用してください。
(https://www.onomichi-u.ac.jp)

注２　(4)～(7)の様式は自由です。

注３　著書以外の提出書類は返却いたしませんので、ご了承ください。
なお、著書の返却を希望される方は、返信用封筒（宛名記載、切手貼付もしくは宅急便着払い伝票）を同封してください。
提出していただいた個人情報は、尾道市個人情報保護条例に従って採用人事の選考以外には使用いたしません。

８．関係書類の提出先並びに連絡先
〒 722-8506　尾道市久山田町１６００番地２　尾道市立大学総務課
℡ 0848-22-8380（直通）
応募書類送付の際には、封筒の表に『日本文学科教員応募書類在中』と朱書きし、書留又は簡易書留郵便にしてください。

９．選考方法　第１次選考 ： 書類審査
第２次選考 ： 面面接及び模擬授業(第１次選考を通過した方のみ)

１０．第２次選考期日　追って通知します。

１１．選考結果の通知　審査が終わり次第、ご本人宛に通知します。

１２．その他　（１）専任教員として採用された場合の給与は、公立大学法人尾道市立大学教職員給与

規程に基づき、職位・業績・職務内容を基に算出します。

（２）通算規定は適用されません。

（３）定年は、満６５歳に達した年度末です。

（４）勤務時間は、専門業務型裁量労働制の適用となります。
一日のみなし労働時間は７時間４５分とする。

（５）休日は、土・日曜日、祝日及び年末年始（１２/２９～1/3）

（６）保険は、公立学校共済、雇用保険、地公災

（７）応募、面接等のために必要な費用（郵送料、旅費等）は応募者負担といたします。